

だい しょう き ぶつ せんかい ほうか  
第 14 章 器物 損壊、放火

きぶつ せんかい  
器物 損壊

1. 器物 損壊罪  
きぶつ せんかいざい
2. 故意がなく器物 損壊した場合  
こい きぶつ せんかい ばあい
3. 器物 損壊罪の刑罰  
きぶつ せんかいざい けいばつ

ほうか  
放火

1. 放火による火災と対策  
ほうか かさい たいさく
2. 放火の態様と処罰  
ほうか たいよう しょばつ
3. 失火罪など  
しっか ざい

# 器物損壊

## 1. 器物損壊罪

刑法261条（器物損壊罪等）は、「他人の物を損壊し、又は傷害した者は三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する」と規定しています。器物損壊罪は刑法が定める犯罪で比較的軽いですが、現行犯で逮捕あるいは被害届が出され、捜査により後日逮捕される事例は少なくありません。実際器物損壊罪で逮捕される割合は71%です。

器物損壊罪の「損壊」とは、物の効用を害することです。その物を物理的に破壊するだけでなく、事実上もしくは感情的にその物を本来の目的に使用できない状態にすることも「損壊」に当たります。逮捕例は以下5つの原因に分かれます。

- ① 飲酒：店の備品を壊す、タクシーを蹴るなど。
- ② 人間関係：近隣トラブルで車を傷つける、ペットを傷つけるなど。
- ③ 職務質問：職務質問でパトカーを蹴るなど。
- ④ 性犯罪：女性の服に精液をかけるなど。
- ⑤ 自己主張：窓にビラを貼る、落書きするなど。

上記の器物損壊罪は、現行犯逮捕もあれば、防犯カメラから犯人が特定され、警察が逮捕状を取って逮捕する場合があります。



## 2. 故意がなく器物損壊した場合

器物損壊罪は、物を破損することの認識が必要な犯罪です。故意がなく不注意で物を壊した場合は、器物損壊罪に問われません。例えば、車の運転を誤って壁を壊した時は、器物損壊罪は成立しません。過失で物を壊した場合、罪に問われることはありませんが、民事上の賠償責任はあり、壊したものを弁償する必要があります。

それから、「酒に酔って覚えていない」は故意がないことにはなりません。例えば泥酔して、タクシー運転手と口論になり、ドアを蹴ったなど、わざと壊したのであれば、酔って記憶がなくても器物損壊罪が成立します。

## しんこくざい 親告罪

しんこくざい ひがい しゃ はん にん しょ ばつ  
親告罪は、被害者が犯人を処罰してほしいという意思表示（告訴）があれば成立するもの  
です。こくそ  
告訴がなければ、けん さつ かん じ けん き そ  
検察官が事件を起訴できません。きぶつ そんな い ざ い しんこくざい ひがい しゃ  
器物損壊罪は親告罪で、被害者か  
らこくそ  
告訴されなければきそ  
起訴されることはなく、ぜんか  
前科もつきません。

しんこくざい こくそ きげん ひがい しゃ はん にん し  
親告罪の告訴期限は、被害者が犯人を知ってから「6ヶ月」です。こくそ じこう きそ  
告訴の時効は、起訴の  
きげん こうそ じこう こと  
期限（公訴時効）とは異なり、きぶつ そんな い ざ い こうそ じこう ねん  
器物損壊罪の公訴時効は3年です。きぶつ そんな い ひがい しゃ げつ  
器物損壊は被害者が6ヶ月  
以内にこくそ  
告訴しなければきそ  
起訴されず、けん さつ かん じ けん ねん ない きそ  
検察官が事件から3年以内に起訴しなければその後は罪に  
と問われません。

### きぶつ そんな い ざ い けい ば つ 3. 器物損壊罪の刑罰

きぶつ そんな い ざ い けい ば つ  
器物損壊罪の刑罰は、3年以下の懲役 又は30万円以下の罰金若しくは科料です。懲役 は  
けいむしょ はい  
刑務所に入り、そこで働くことが義務付けられた刑罰で、ばつ ぎん まん えん い じょう きん せん ほん  
罰金は1万円以上の金銭を払う  
けい ば つ かりょう えん い じょう まん えん み まん きん せん ほん  
刑罰、科料は1000円以上1万円未満の金銭を払う刑罰です。

きぶつ そんな い ざ い み す い ば つ  
なお、器物損壊罪未遂は罰せられません。きぶつ そんな い きそ  
器物損壊は、起訴されても罰金や執行猶予付き  
はん け つ え か の う せ い た か た だ こう い あ く し つ ば あ い し ょ ほん ち ょ う え き じ っ け い  
判決が得られる可能性が高いです。但し、行為が悪質な場合は初犯でも懲役 の実刑になる  
か の う せ い き そ ぜんか つ かいひ げんけい めざ べんごし つう  
可能性があります。起訴され前科が付くのを回避し、減刑を目指すには、弁護士を通じて  
ひがい しゃ じ だ ん す  
被害者と示談するのをお勧めします。

# ほうか 放火

総務省（2020年/報道資料）によると、2019年の総出火件数は37,683件。出火原因は、

「たばこ」3,581件(9.5%)、「<sup>た</sup>焚き火」2,930件(7.8%)、「<sup>ろ</sup>こん炉」2,918件(7.7%)、「<sup>ほうか</sup>放火」2,757件(7.3%)、「<sup>ほうか</sup>放火の疑い」1,810件(4.8%)の順です。「<sup>ほうか</sup>放火」及び「<sup>ほうか</sup>放火の疑い」を合わせると4,567件(12.1%)です。

## 1. ほうか かさい たいさく いっぱんじゆうたく 放火火災と対策（一般住宅やマンション・アパート）

事例①：家の外に出した不用品、古新聞等に放火された。

対策不用品や古材は整理整頓して物置等に保管する。ごみは収集日の朝に出す。、夜間用照明機器等を設置して不審者に対処する。

事例②：郵便受けの新聞やチラシ、洗濯物に放火された。

対策「チラシお断り」の掲示をし、郵便受けのチラシ類は必ず取り込むように管理を徹底する。郵便受けの新聞、チラシや洗濯物は必ず取り込む。

事例③：火の着いた紙を部屋に投げ込まれる。

対策：外出時や就寝時は、窓ドアに鍵をかける。近所に一声かけて協力<sup>きょうりょく</sup>を求める。住宅用火災警報器等を設置する。

事例④：廊下等の共用部分に置いた自転車等が放火された。

対策：廊下等の共用部分に可燃物を置かないように管理を徹底する。知らない人に声をかける。

事例⑤：掲示板のポスター等が放火された。

対策：掲示板を不燃材に替え、張り紙を整理整頓する。

## 2. ほうか たいよう しょばつ 放火の態様と処罰

### ① げんじゆう けんちくぶつとうほうか 現住 建築物等放火

放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉦坑を

焼損した者は、死刑または無期もしくは5年以上の懲役<sup>けいほう</sup>に処する。（刑法108条）

ちやくせつほうか ほかに も ところ あぶら そそ こうい ほうか み ひと  
直接 放火する他、すでに燃えている所に油を注ぐ行為も放火と見なされます。人が

にちじょうてき しんじよく ばしょ げん ひと ばしょ ほうか おも けいばつ う  
日常的に寝食するような場所や現に人がいる場所に放火すると重い刑罰を受けます。

## ② 非現住 建築物等放火

ほうか げん ひと きょじゅう しょう げん ひと けんぞうぶつ かんせんまた こうこう  
放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を

しょうそん もの にねん いじょう ゆうき ちょうえき しょ ぜんこう もの じこ しょう かか  
焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。前項の物が自己の所有に係るときは、

ろ げついじょう ねんい か ちょうえき しょ こうきょう きげん しょう ばつ  
六ヶ月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。(刑法109条)

## ③ 建造物等以外放火

ほうか ぜん じょう きてい ものいがい もの しょうそん こうきょう きげん しょう もの  
放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者

は、一年以上十年以下の懲役に処する。前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の

ちょうえきまた まんえんいか ばっさん しょ けいほう じょう  
懲役又は十万円以下の罰金に処する。(刑法110条)

ぐたいてき ひと はい じどうしゃ でんしゃ かぐ たてぐ  
具体的には人が入っていない自動車や電車のほか、家具や建具

などです。



## 3. 失火罪

### 失火罪と放火罪の違い

ほうか ざい こい もの も ばあい せいりつ つみ いっぽうしっか ざい かしつ しゅっか もの  
放火罪は故意に物を燃やした場合に成立する罪です。一方失火罪は、過失による出火で物を燃やした場合に成立します。

ぎょうむじょうしつか ざい けいほうだい じょう  
業務上 失火罪 (刑法第117条 の2)

ボイラーマンや溶接作業員など、火を取り扱う職務に着く人が職務として失火すると、業務上 失火罪として、普通の失火罪よりも重く罰せられます。



た  
その他

えんしょうざい けいほうだい じょう  
①延焼罪 (刑法第111条)

延焼罪とは、自己所有の非現住建築物を燃やした場合や自己所有建造物等以外を燃やし、他人の物に燃え移った場合に成立します。他人の家などの建物・列車・船舶などを燃やした場合は3か月以上10年以下の懲役、その他の物の場合は3年以下の懲役です。

しょうかぼうがいざい けいほうだい じょう  
②消火妨害罪 (刑法第 114条)

火災が起きた時に消火活動を妨げれば、消火妨害罪が成立します。例えば、消防車や消防ホース、消火器などを隠したり壊したりすることが此の罪に該当します。自分の消火器でも此の罪が成立します。消火妨害罪は、1年以上10年以下の懲役です。

げきはつぶつはれつ ざい かしつ げきはつぶつはれつ ざい けいほうだい じょう  
③激発物破裂罪・過失激発物破裂罪 (刑法第 117条)

高圧ガスボンベや石油タンク、ガスタンク等を破裂させたら、激発物破裂罪・過失激発物破裂罪が成立します。現住建築物等放火罪と同様、最高で死刑になります。過失による場合、建造物等失火罪と同様、最高刑は50万円の罰金です。

ろうしゅつとうざい けいほうだい じょう  
④ガス漏出等罪 (刑法第 118条)

ガスや電気を漏出させ、人の生命や身体、財産に危険を生じさせたら、ガス漏出等罪が成立します。法定刑は3年以下の懲役、又は10万円以下の罰金です。

